

令和3年4月1日

社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間
2. 内 容 計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間10日以上とする。

(対策)

- ・勤務日の割振りにあたって職員の要望を事前に聴取し、出来るだけ勤務に反映させる。
- ・人的に余裕のある勤務日がある場合は、職員に対し年次有給休暇の取得を促す書類等を作成し、職員に周知する。